

経理担当者・総務担当者の皆様 準備は万全ですか？

2024年1月 電帳法義務化スタート

電帳法改正の対応ポイントとは？

電子帳簿保存法が改正され、2022年1月1日よりすべての事業者は、電子データで授受した証憑を原則として電子保存することが義務化されました。（2年間の宥恕期間が設けられています）

電子帳簿保存法 改正ポイント

スキャナ保存

要件緩和

- ・事前承認の廃止（自動適用）
- ・タイムスタンプ付与期間が「3営業日以内」から「最長2ヶ月+7営業日以内」に延長
- ・条件付きでタイムスタンプが不要に
 - ☑ 訂正削除ができない、もしくは履歴が残るシステムでデータ保存する場合（クラウドサービス等）
 - ☑ 訂正削除防止に関する事務取引規程の備え付けと運用を実施している場合
- ・受領者の書類への自署が不要に
- ・相互けん制、定期検査要件の廃止

電子取引

要件強化

すべての事業者は、
原則として電子保存が義務化

- ・電子データで受領したものは、電子データのまま保存しなければならない
- ・日付・金額・取引先で検索できる状態でデータを保管すること

※2年の宥恕期間が設けられました！

制度要件に対応するために、下記の要件を会計システム等で満たしておく必要があります。

電子取引で求められる主な要件※

- 日付・金額・取引先を検索条件として設定できること
- 税務職員による質問検査権に基づきデータをダウンロードできること
- 速やかにタイムスタンプを付与すること（事務処理規程を定めて運用する方法でも代替え可）

事務処理規程を定めて運用する方法とは？

【電子帳簿保存法一問一答 問19より抜粋】
規定第8条1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正および削除の防止に関する事務処理の規程」は、当該規定によって電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真实性を確保する観点から必要な措置として要件とされたものです。
この規定については、どこまで整備すればデータ改ざん等の不正を防ぐことができるのかについて、事業規模等を踏まえて個々に検討する必要があります。

企業の実態（取引形態など）に合わせて、それぞれのデータ改ざんを防ぐための規定を定めなければならない、負担が大きいが考えられる。

日付・金額・取引先で検索することができ、データをダウンロードできる仕組みは必須。

※電子取引に必要な制度要件のうち、システムに求められる主な要件について記載しています。制度要件の詳細については国税庁HPをご確認ください。

電子取引の最適な保管手段は？

電子取引で授受した証憑の保管手段は企業にて選択する事が可能です。会計システムをはじめ、文書管理システム、経費精算システムと、選択肢が複数御座いますが、それぞれの特徴について注意してご選定ください。

アンケートにお答えください。



